

## 道路運送車両法関係手数料令の一部改正（案）に関する意見の募集結果

意見概要	国土交通省の考え
<p>手数料にかかる周知方法に関するご意見（7件）</p> <p>パンフレット、ポスター等により前広に周知徹底を図るとともに、自動車使用者の理解促進のための説明資料や直接説明する立場にある整備事業者において使用できる資料を作成して欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、自動車技術総合機構とともに広報を進めてまいります。</p>
<p>手数料額の使途・積算に関するご意見（3件）</p> <p>手数料をどのような事に使うのか、また費用の考え方を示して欲しい。</p>	<p>手数料額については、自動車製作者等から提出される検査に必要な情報の管理に加え、全国の検査場及び自動車整備事業者で使用をする、OBD検査の合否判定を行うためのサーバーの運用、自動車整備事業者向けのアプリケーション開発・更新に関わる費用の他、検査の申請者向けのコールセンターの運営等に必要な費用を、検査台数で除して算出しています。</p>
<p>施行時期（手数料の納付開始時期）に関するご意見（3件）</p> <p>OBD検査による判定は令和6年10月から予定されているので、それまでは手数料を徴収すべきではない。</p>	<p>OBD検査の導入にあたっては、検査による判定の開始前よりサーバーの設置や自動車製作者等から提出される検査に必要な情報の精査・管理が必要であることから、令和3年10月より手数料を徴収することとしています。</p> <p>なお、平成20年1月にトラックの不正二次架装（車検後に不正に架装を行う行為）に対応した自動車検査の高度化を図るため検査手数料の見直しを行っておりますが、この際も今回同様、手数料の見直し後一定期間を経てから、実際の検査の強化を開始しております。</p> <p>また、令和3年10月以降、検査の合否判定開始前であっても、ユーザーサービスとして、電子的な検査に関する問合せや相談のためのコールセンターの設置、試行運用時のデータを用いて一部車種における排ガスや自動ブレーキの故障情報の提供等を予定しています。</p>

<p>手数料についての賛同意見（３件）</p> <p>○ＢＤ検査は、自動車の安全の確保と環境の保全などのため必要不可欠であり、諸外国と比べても日本は検査手数料が安いことから、実施にあたり必要とされる実費をとり、全国の整備事業者等が適切に利用できるよう、運用管理やコールセンター設置などをされたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、適切に運用してまいります。</p>
<p>手数料の納付方法に関するご意見（３件）</p> <p>国においても継続○ＳＳの普及を推進されているところ、新たな手数料の支払い方法によっては事業者の手間や負担が増えてしまう可能性があるため、簡便な方法で納付できるようにされたい。</p>	<p>手数料の納付にあたっては、ご意見を踏まえ、過度な負担とならないように関係機関等と検討を進めてまいります。</p>
<p>手数料の納付対象に関するご意見（１件）</p> <p>○ＢＤ検査による判定を行わない車両については、手数料を徴収するべきではない。</p>	<p>自動ブレーキなどの電子制御装置の機能の確認は、自動車の安全性能維持の観点から重要ですが、○ＢＤ検査によってこれらの審査にかかる時間を大幅に増加させることなく対応が可能となります。</p> <p>この結果として、○ＢＤ検査の対象でない車両を含む審査業務全体の迅速化によるメリットがあることから、○ＢＤ検査の実施に必要な技術情報管理事務に係る手数料は、検査の対象車両か否かにかかわらず、一律に徴収することとしています。</p>

<p>その他のご意見（５件）</p> <p>限定自動車検査証の提出がある検査についても情報管理の手数料を徴収すべき。</p> <p>二輪の自動車や大型特殊自動車も手数料を納付させるべき。</p> <p>今回の情報管理に係る手数料以外に、検査に必要な手数料の改正を予定しているのか。</p>	<p>限定自動車検査証の提出がある検査についても納付対象となっております。</p> <p>二輪の自動車と大型特殊自動車については、現状で車載式故障診断装置の搭載の実態がない、同装置の搭載が近年始まったばかりであることから、OBD検査の対象となる車両が存在しない車種です。このため、手数料の納付を求めておりません。</p> <p>今回の情報管理に係る手数料以外に、検査の申請にかかる手数料についての改正を予定しておりません。</p>
--	---

ほか、本改正とは関係のない意見が12件ありました